

## 笠間市政治倫理条例を可決

平成18年11月17日開催の平成18年第3回定例会最終日に、議員提案により政治倫理条例制定案が提出され、全会一致により可決されました。

政治倫理条例制定の目的は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることから、その担い手である市長、副市長（4月1日より助役から副市長に変わる）、教育長（以下、「市長等」という。）及び議員は、市民全体の奉仕者であることを認識し、それぞれの地位による影響力を不正に行使することによる報酬、金品等を授受していないことを証明するため、資産等及び所得等の報告を義務付けるとともに、市民に公開することにより、市民の負託にこたえようとするものです。

### 条例のポイント

#### ○第2条 市長等及び議員の責務並びに政治倫理基準

##### 市長等及び議員が遵守しなければならない事項

1. 市民全体の奉仕者としての品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
2. 常に市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる報酬等も授受しないこと。
3. 市が関係する公共工事、委託業務、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦又は紹介など、有利な取り計らいをしないこと。

##### 議員が遵守しなければならない事項

1. 臨時職員等を含む市職員の採用に関し、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。

##### 市長及び議員が遵守しなければならない事項

1. 政治家として、政治活動に関し会社その他の団体（政党及び政治団体は除く。）及び自己の後援団体から寄附を受けないこと。

#### ○第3条 市民の責務

##### 市民が市長等及び議員に対し行ってはならない行為

1. 工事等の指名又は選定の依頼
2. 臨時職員等を含む市職員の採用に関し、特定の者の推薦又は紹介の依頼
3. その他飲食の供与等社会通念上疑惑を持たれる恐れのある行為

#### ○第4条 職員の責務

##### 職員が行ってはならない行為及び義務

1. 市長等及び議員から条例第2条に定める事項（市が関係する公共工事、委託業務、物品納入及び使用資材の購入等）に関し、特定の業者の推薦又は紹介の依頼を受けること。
2. 市長等及び議員から条例第2条に定める事項（市が関係する公共工事、委託業務、物品納入及び使用資材の購入等）に関し、特定の業者の推薦又は紹介の依頼があった場合の、上司への報告義務。

#### ○第5条 資産等報告書等の作成及び提出義務

市長等及び議員は、資産等報告書及び所得等報告書（以下「資産等報告書等」という。）を作成し、提出しなければならない義務があります。

提出期間 毎年4月1日から4月30日まで

#### ○第9条 資産等報告書等の閲覧及び保存

1. 市長等及び議員から提出された資産等報告書等は閲覧に供する義務があります。
2. 閲覧については、閲覧期間、閲覧時間、閲覧場所、資産等報告書等の提出状況等を市広報等（市報・お知らせ版・議会だより・市ホームページ）でお知らせします。

3. 資産等報告書等は、提出期限の末日（4月30日）から5年間保存しなければならないことになっていきますので、保存期間中だれでも閲覧を請求することができます。

#### ○第10条 笠間市政治倫理審査会の設置及び委員

##### 政治倫理審査会の設置目的

政治倫理確立のために必要な事項の調査及び資産等報告書等の審査を行うため

##### 政治倫理審査会の委員構成

- 専門的知識を有する者（弁護士・公認会計士等） 2人
- 市民からの公募による者（選挙権を有する者） 3人

##### 政治倫理審査会の審査

1. 資産等報告書等の審査
2. 第14条に定める市民の調査請求権に基づく審査
3. 市長あるいは議長からの調査請求に基づく審査

#### ○第11条 審査会

審査会の会議は公開します。ただし、出席委員の3分の2以上の同意で非公開となることがあります。

#### ○第14条 市民の調査請求権

市民の調査請求権とは、市民が閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき、又は市長等及び議員が第2条に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるとき、これを証する資料を添え、有権者50人以上の連署とともに調査を請求することができる権利です。

#### ○第19条 市の工事等に関する遵守事項

第2条に規定する市が関係する公共工事等の契約を辞退しなければならない企業の定義

1. 市長等、議員、市長等及び議員の配偶者、市長等及び議員の1親等以内の親族並びに市長等及び議員の同居の親族が役員をしている企業
2. 市長等、議員、市長等及び議員の配偶者、市長等及び議員の1親等以内の親族並びに市長等及び議員の同居の親族が実質的経営に携わっている企業で規則で定めるもの

〔実質的経営に携わっている企業で規則で定めるものとは〕

- ①上記の者が、資本金の3分の1以上を出資している企業
  - ②上記の者が、年間300万円以上の役員報酬を受けている企業
  - ③上記の者が、経営方針の決定に関与している企業
3. 市長等及び議員が年間50万円以上の収入を得ている企業

ただし、1回の契約が130万円未満の契約は辞退しなくてもよいとされています。